

医政発 0430 第 10 号

令和 6 年 4 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

災害医療対策事業等実施要綱の一部改正について

災害医療対策については、平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知、「災害医療対策事業等の実施について」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「災害医療対策事業等実施要綱」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

新	旧
災害医療対策事業等実施要綱	災害医療対策事業等実施要綱
第1 災害拠点病院整備事業（略）	第1 災害拠点病院整備事業（略）
第2 災害拠点精神科病院等整備事業（略）	第2 災害拠点精神科病院等整備事業（略）
第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業（略）	第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業（略）
第4 医療施設等耐震整備事業（略）	第4 医療施設等耐震整備事業（略）
第5 医療施設耐震化促進事業（略）	第5 医療施設耐震化促進事業（略）
第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業（略）	第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業（略）
第7 防災訓練等参加支援事業（略）	第7 防災訓練等参加支援事業（略）
第8 DMAT <u>等</u> 活動支援事業	第8 DMAT <u>・DPAT</u> 活動支援事業
1 目的 この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMAT（DMATロジスティックチームを含む） <u>、DPAT先遣隊及び災害支援ナース</u> が、被災都道府県に設置される保健医療福祉	1 目的 この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMAT（DMATロジスティックチームを含む） <u>及びDPAT先遣隊が</u> 、被災都道府県に設置される保健医療福祉調整本部等での活

調整本部等での活動や、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。 2 事業の実施主体 (1) 都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。 (2) DPAT先遣隊が所属する医療機関及び都道府県精神保健福祉センターの開設者、被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。 <u>(3) 災害支援ナースが所属する施設の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。</u> 3 事業内容 (1) DMA T、DPAT先遣隊<u>及び災害支援ナース</u>の派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。 (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMA T、DPAT先遣隊<u>及び災害支援ナース</u>の派遣要請ができる。 (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第18条による支弁を優先するものとする。 第9 DMA T訓練事業（略）	動や、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。 2 事業の実施主体 (1) 都道府県からDMA T指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。 (2) DPAT先遣隊が所属する医療機関及び都道府県精神保健福祉センターの開設者、被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。 <u>(新設)</u> 3 事業内容 (1) DMA T <u>及び</u>DPAT先遣隊の派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。 (2) 厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMA T <u>及び</u>DPAT先遣隊の派遣要請ができる。 (3) 本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第18条による支弁を優先するものとする。 第9 DMA T訓練事業（略）
---	--

第10 災害医療コーディネーター研修事業（略）	第10 災害医療コーディネーター研修事業（略）
第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業（略）	第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業（略）
第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（略）	第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業（略）
第13 D P A T養成支援事業（略）	第 13 D P A T養成支援事業（略）
第14 医療施設非常用通信設備整備事業（略）	第 14 医療施設非常用通信設備整備事業（略）
第15 医療施設浸水対策事業（略）	第15 医療施設浸水対策事業（略）
第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業（略）	第 16 医療施設ブロック塀改修等整備事業（略）
<u>第17 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業</u>	
<u>1 目的</u> <u>この事業は、災害発生直後や新興感染症まん延時における被災地等の医療機能の低下に対応するため、災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関が、派遣に要する設備を整備するために必要な経費を補助することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。</u>	

2 事業の実施主体

都道府県知事と災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する協定を締結している医療機関で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

3 事業内容

(1) 災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関として、必要な診療設備等を整備するものとする。

ア 被災地等への派遣に必要な災害対応被服、個人防護資器材、携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備、災害時通信用装備

イ 災害・感染症医療業務従事者の派遣に必要な緊急車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に定める緊急自動車に該当するものに限る。）

第18 医療コンテナ活用促進事業

1 目的

この事業は、災害時等に被災した病院機能の補完として医療コンテナを活用することを想定し、都道府県や災害拠点病院が医療コンテナの導入促進を図るためのモデル事業を実施し、同事業における実証を踏まえ、その成果を周知する等により、今後の医療コンテナ

の普及促進につなげることを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県及び災害拠点病院の開設者とする。

3 事業内容

医療コンテナの災害時における活用促進につなげるモデル事業を実施する。当該事業の具体的な内容のイメージは以下のよう
なものであるが、詳細については地域や実施主体の状況を踏まえ
立案することとする。

(想定される取組のイメージ)

<取組イメージ1>

- ・検査機器を搭載した医療コンテナを業者から都道府県がリースする
- ・リースした医療コンテナの取り扱いに関する研修を実施する
- ・平時は医療機関や検診センターの少ない地域における検診事業等として運用する
- ・災害時に災害拠点病院等の医療機関の機能補填として活用できるよう年に数回訓練や研修等を実施する。

<取組イメージ2>

- ・診察室用の医療コンテナを業者から災害拠点病院がリースす

る

- ・ リースした医療コンテナの取り扱いに関する研修を実施する
- ・ 平時はその災害拠点病院に設置して発熱外来等として運用す

る

- ・ 災害時に避難所や被災した診療所に設置し、臨時の救護所や診療所として活用できるよう年に数回訓練や研修等を実施する。

<取組イメージ3>

- ・ 複数の診察室用の医療コンテナを業者から都道府県がリースする
- ・ リースした医療コンテナの取り扱いに関する研修を実施する
- ・ 平時は空港等に都道府県が保管して適宜メンテナンスをリースした業者に依頼する。
- ・ 災害時にこれらの複数のコンテナを公園や空港に設置された臨時の搬送拠点に設置し、臨時の救護所として活用できるよう年に数回訓練や研修等を実施する。

災害医療対策事業等実施要綱

第1 災害拠点病院整備事業

1 目的

この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な救急体制を確保する災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院をいう。以下同じ。）を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

- （1）被災した際の、被害状況、診療継続可否等の情報の、広域災害・救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）等を用いた都道府県災害対策本部への共有機能
- （2）多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- （3）患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- （4）自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- （5）被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含む平時からの備えの実施

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 設置方針

- （1）基幹災害拠点病院
原則として各都道府県に一か所設置するものとする。
- （2）地域災害拠点病院
原則として二次医療圏に一か所設置するものとする。

4 事業内容

- （1）災害拠点病院として、必要な施設を整備するものとする。
 - ア 病棟（病室・集中治療室等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能な居室等及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
 - イ 診療に必要な施設は耐震構造であること。
 - ウ 電気等の生活必需基盤の維持機能

- (ア) 非常用自家発電設備（病院の診療機能を 3 日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）
- (イ) 給水設備（病院の診療機能を 3 日程度維持するために必要な水を確保するための受水槽又は地下水利用のための設備）
- エ 基幹災害拠点病院においては、災害医療の研修に必要な研修室
- オ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。
- (2) 災害拠点病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。
 - ア E M I S の端末
 - イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
 - ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
 - エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備
 - オ 建物内への灰の浸入を防ぐための自家発電装置、換気器具等への防塵フィルター等の設備
 - カ 災害派遣医療チーム（以下「D M A T」という。）の派遣に必要な緊急車輛（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条に定める緊急自動車に該当するものに限る。）
 - キ 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施するために必要な訓練用資機材

第 2 災害拠点精神科病院等整備事業

1 目的

この事業は、次の災害医療支援機能を有し、24 時間対応可能な災害拠点精神科病院を整備すること及び災害時等の緊急時において、災害発災からおおむね 48 時間以内に被災都道府県等において活動できる D P A T（以下「D P A T 先遣隊」という。）を有する病院に、同隊が被災地域で活動する上で必要な診療設備等を整備することにより、災害時の精神科医療を確保することを目的とする。

- (1) 被災した際の、被害状況、診療継続可否等の情報の、E M I S 等を用いた都道府県災害対策本部への共有機能
- (2) 医療保護入院、措置入院等の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）に基づく精神科医療を行うための診療機能
- (3) 精神疾患を有する患者の受入れや、一時的避難所としての機能
- (4) 災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の派遣機能
- (5) 被災しても早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を含む平時からの備えの実施

2 事業の実施主体

都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点精神科病院及びD P A T先遣隊を有する病院で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする（ただし、4 事業内容（1）については地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 災害拠点精神科病院設置方針

人口規模や地理的条件、都道府県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、都道府県ごとに必要な数を整備するものとする（少なくとも各都道府県内に1カ所以上を整備するものとする。）。

4 事業内容

（1）災害拠点精神科病院として、必要な施設を整備するものとする。

ア 診療に必要な施設は耐震構造であること。

イ 電気等の生活必需基盤の維持機能

（ア）非常用自家発電設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。）

（イ）給水設備（病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保するための受水槽又は地下水利用のための設備）

（2）災害拠点精神科病院及びD P A T先遣隊を有する病院として、必要な診療設備等を整備するものとする。

ア E M I S及び災害時診療概況報告システムの端末

イ D P A T先遣隊の携行式の応急用医療資機材、応急用医薬品、衛星電話等

第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業

1 目的

この事業は、医療施設の補強等を行うことにより、土砂災害の防止のための対策の強化・推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

平成10年度に建設省より実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」（平成10年9月3日建設省河砂発第44号、建設省河傾発第62号通知）において調査対象となった、土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があるとして認められる地域に所在する医療施設の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

補助対象医療施設に対して行う下記に掲げる整備とする。

ア 外壁の補強

イ 防護壁の設置

ウ その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

第4 医療施設等耐震整備事業

1 目的

この事業は、医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時ににおいて適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 医療機関の場合

ア 補強が必要と認められる建物を有する救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者（以下「厚生労働大臣が認めるものの開設者」という。ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

イ 構造耐震指標である I_s 値が0.4未満の建物を有する厚生労働大臣が認めるものの開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

ウ 構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有するものの開設者（ただし、厚生労働大臣が認めるものの開設者及び地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

(2) 看護師等養成所の場合

ア 補強が必要と認められる建物を有する保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）（以下「看護師等養成所」という。）の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

イ 構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する看護師等養成所の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

- (3) 補強が必要と認められる建物を有する平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の開設者（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

補助対象医療施設等に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備とする。

4 交付条件

2（1）ウにおいて構造耐震指標である I_s 値が0.3未満の建物を有する病院の新築建替えを行う場合は、整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減すること。ただし、都道府県の医療計画上病床非過剰地域においては、病床削減を必要としないが、増床を伴う整備計画でないこと。

第5 医療施設耐震化促進事業

1 目的

この事業は、各医療機関における耐震診断に要する経費を補助することにより、耐震診断の実施を促進し、設置者に対する医療施設の耐震化への意識を高めることにより、安全性の向上と震災時における医療体制の確保を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

耐震化整備が未実施な救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院、及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると厚生労働大臣が認めるものの開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）。

なお、災害時における医療の提供に必要な医療機関とは、原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有するものとする。

3 事業内容

- (1) ア 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）
イ 財団法人日本建築防災協会刊行の「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」のいずれかに基づき耐震診断を行うものとする。
(2) コンクリート強度調査を実施するものとする。

4 報告義務等

耐震強度不足と診断された医療機関については、診断結果報告書を受けてから6月以内に各都道府県を経由のうえ、医政局地域医療計画課長宛に中長期的な改善計画書を提出すること（任意様式）。

第6 N B C災害・テロ対策設備整備事業

1 目的

この事業は、N B C（核・生物剤・化学剤）災害及びテロの発生時において、医療機関による円滑な医療活動が実施できるよう、災害・救急医療提供体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県の医療計画等に基づき、都道府県若しくは都道府県知事の要請を受けた救命救急センター、災害拠点病院であって厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

3 事業内容

N B C災害の被害者の診断等に必要な次の機器を救命救急センター、災害拠点病院に整備する。

- （1）表面汚染測定器、線量率測定器及び線量測定器
- （2）化学防護服、防毒マスク等の防護用品
- （3）簡易毒劇物検査キット
- （4）除染設備
- （5）化学物質中毒解析機器
- （6）携帯型生物剤検知装置又は携帯型生物剤捕集器

第7 防災訓練等参加支援事業

1 目的

この事業は、毎年「防災の日」（9月1日）を中心に大規模地震を想定して実施される広域医療搬送実働訓練や武力攻撃事態等の突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するために行われる訓練など国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等へのD M A T、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾンその他大規模災害時等に広域医療搬送等に関わる者（以下「D M A T等」という。）の参加を促進することを目的とする。

2 事業の実施主体

厚生労働省から訓練等への参加について協力依頼を受けた病院等の開設者とする。

3 事業内容

国又は国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練及び訓練等へDMAT等が参加するものとする。

第8 DMAT・DPAT等活動支援事業

1 目的

この事業は、災害発生時に被災都道府県等から派遣要請を受けたDMAT（DMATロジスティックチームを含む）、DPAT先遣隊及び災害支援ナースが、被災都道府県に設置される保健医療福祉調整本部等での活動や、被災地における、災害現場での医療、病院支援、患者搬送等の災害急性期での医療の確保のための活動を有機的かつ効果的に実施支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

- （1）都道府県からDMAT指定医療機関として指定を受けた病院の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。
- （2）DPAT先遣隊が所属する医療機関及び都道府県精神保健福祉センターの開設者、被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。
- （3）災害支援ナースが所属する施設の開設者及び被災都道府県等から要請を受けた都道府県とする。

3 事業内容

- （1）DMAT、DPAT先遣隊及び災害支援ナースの派遣は、被災都道府県からの要請に基づくことを原則とする。
- （2）厚生労働省は、必要に応じて被災都道府県に代わってDMAT、DPAT先遣隊及び災害支援ナースの派遣要請ができる。
- （3）本事業に要する費用については、被災地に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、同法第18条による支弁を優先するものとする。

第9 DMAT訓練事業

1 目的

この事業は、DMATが地方ブロックごとに実災害を想定した訓練を実施し、平常

時より他機関との地域の特性を勘案した出動体制、災害現場活動等について連携強化を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県

3 事業内容

- (1) 地方ブロックごとに協議した上で、災害訓練を実施する都道府県を決定する。
- (2) 決定された都道府県において、地方ブロック内のDMA Tが自衛隊、消防機関、警察等と連携して災害訓練を行うものとする。

第10 災害医療コーディネーター研修事業

1 目的

この事業は、災害医療コーディネーター活動要領に定める保健医療活動チームの派遣等に関する調整合体を強化するため、保健医療調整本部等において、保健医療活動の統合調整を支援する災害医療コーディネーターの養成を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

- (1) 都道府県災害医療コーディネーター研修事業
独立行政法人国立病院機構
- (2) 地域災害医療コーディネーター研修事業
都道府県

3 事業内容

- (1) 都道府県災害医療コーディネーター研修事業

ア 受講対象者は、災害時に都道府県において代表的な役割を果たす資質を持つ医師及び災害時に都道府県災害医療コーディネーターと連携を図る都道府県職員とする。受講対象者は、都道府県より推薦を行うものとする。

イ 研修内容は、災害時の医療コーディネート能力の向上を図るために実施する座学及び演習とし、以下に掲げる事項を実施するものとする。

(ア) 保健医療活動チームの派遣調整等の体制確保に関する事項

(イ) 被災都道府県下の災害医療活動に対して都道府県に助言を行う体制に関する事項

ウ 事業の実施にあたっては、日本医師会及び日本赤十字社との連携について留意

するものとする。

(2) 地域災害医療コーディネーター研修事業

ア 受講対象者は、災害時に保健所等において代表的な役割を果たす資質を持つ医師及び災害時に地域災害医療コーディネーターと連携を図る保健所職員とする。

イ 研修内容は、災害時の医療コーディネート能力の向上を図るために実施する座学及び演習とし、以下に掲げる事項を実施するものとする。

(ア) 都道府県との連絡調整、保健医療活動チームの派遣調整等の体制確保に関する事項

(イ) 被災地域の医療機関、避難所等の災害医療活動に対して保健所等に対し助言を行う体制に関する事項

第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業

1 目的

この事業は、被災地内では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設に航空機により搬送するため、被災地内外の都道府県に確保される航空搬送拠点において、重傷者の症状の安定化を図り搬送を実施するために設置される、航空搬送拠点臨時医療施設に必要な設備を整備することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県

3 事業内容

都道府県が確保する航空搬送拠点に設置される航空搬送拠点臨時医療施設に必要な設備を整備するものとする。

(1) 搬送用モニター、搬送用人工呼吸器、自動体外式除細動器等の医療用資機材

(2) テント、発電機、通信機器等の設備

第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

1 目的

この事業は、災害により長期の停電又は断水が発生しても医療設備の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

(1) 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に

限る。)、周産期母子医療センター、医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する地域医療支援病院(以下「地域医療支援病院」という。)、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院(以下「特定機能病院」という。)の開設者とする(ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)

(2) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所(病床を有する診療所に限るものとする。)の開設者とする。

(3) 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者とする(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。)

3 事業内容

(1) 非常用自家発電設備

非常用自家発電設備(病院の診療機能を3日程度維持するために必要な燃料の備蓄又は自然エネルギーの活用等による蓄電機能を有するものに限る。)を整備するものとする。

(2) 給水設備

給水設備(病院の診療機能を3日程度維持するために必要な水を確保する受水槽又は地下水利用のための設備)を整備するものとする。

4 交付条件

2(2)及び(3)においては、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)又は津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

第13 DPAT養成支援事業

1 目的

この事業は、災害時等の緊急時においても、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神

科医療の提供と精神保健活動の支援が円滑に行われるよう、D P A Tを整備すること等により、事故・災害等発生時の緊急支援体制の強化を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び政令市（指定都市に限る。以下同じ。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な事業運営が確保できると認められる医療機関、大学、関係団体等に委託することができるものとする。

3 事業内容

（1）運営委員会の設置

行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、以下の事項について協議するものとする。

ア D P A T構成員の登録基準作成及び登録審査

イ D P A T構成員に対する研修・訓練の企画（D P A T統括者及びD P A T先遣隊を対象とするものを除く。）

ウ D P A T活動マニュアルの作成及び改訂、緊急時の拠点及び役割の設定

エ D P A T活動の評価

オ D P A T活動に関する情報交換、その他必要な事項

（2）D P A T構成員に対する研修

D P A T構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術及び相談支援技術の習得及びそのスキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法及び項目等を目的とした研修（D P A T統括者及びD P A T先遣隊を対象とするものを除く。）を実施する。研修は、構成員が新たに参加するときだけでなく、対応技術の維持・向上のため、定期的に行うこと。

（3）D P A T事務局との連携

複数の都道府県が関わる広域的な災害が起こった場合には、D P A Tが被災県の要請に応じて、応援に行くことも想定される。このため、円滑に他の都道府県市やD P A Tと連携できるよう、運営委員会及びD P A Tは、D P A T事務局と協力して、日頃から情報共有を図るとともに、D P A T事務局が主催する研修等に参加するなどして、他県の担当者やD P A T等と情報交換等を図ること。

4 留意事項

（1）本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、トラウマ等相談内容に関して、相談者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報の秘密を漏らしてはならない。

（2）都道府県及び政令市は、本事業の実施を関係団体等に委託する場合については、当該団体と密接な連携を図るものとする。

第14 医療施設非常用通信設備整備事業

1 目的

この事業は、災害時に傷病者等の受入れの中心となる医療機関が非常用通信設備を整備するために必要な経費を補助することにより、災害時における通信手段を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

衛星携帯電話や衛星データ通信等、非常用通信設備を整備するものとする。

第15 医療施設浸水対策事業

1 目的

この事業は、医療施設における浸水対策の充実・強化を図ることにより、洪水等の発生時においても必要な医療が受けられる体制を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

- (1) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者とする。
- (2) 救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとする。）。

3 事業内容

- (1) 止水板等の設置

建物内への浸水を有効に防止できる場所に止水板等（浸水に耐える材質で、取り外し、移動又は開閉が可能なもの）を設置するものとする。

（２）医療用設備の移設

水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する想定浸水深（以下「想定浸水深」という。）、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する基準水位（以下「基準水位」という。）より高い位置に医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のある医療用設備に限る。）を移設するものとする。

（３）電気設備の移設

想定浸水深又は基準水位より高い位置に電気設備（受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等）を移設するものとする。

（４）排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置

建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するものとする。

4 交付条件

水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業

1 目的

この事業は、病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等に必要経費を補助することにより、地震等の発生時における患者や周辺住民への被害を防ぐことを目的とする。

2 事業の実施主体

病院の開設者とする。

3 事業内容

倒壊の危険性があるブロック塀の改修等を行うものとする。

第17 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業

1 目的

この事業は、災害発生直後や新興感染症まん延時における被災地等の医療機能の低下に対応するため、災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関が、派遣に要する設備を整備するために必要な経費を補助することにより、災害時の医療を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県知事と災害・感染症医療業務従事者の派遣に関する協定を締結している医療機関で厚生労働大臣が適当と認めるものの開設者とする。

3 事業内容

災害・感染症医療業務従事者を派遣する医療機関として、必要な診療設備等を整備するものとする。

ア 被災地等への派遣に必要な災害対応被服、個人防護資器材、携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等設備、災害時通信用装備

イ 災害・感染症医療業務従事者の派遣に必要な緊急車輛（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条に定める緊急自動車に該当するものに限る。）

第18 医療コンテナ活用促進事業

1 目的

この事業は、災害時等に被災した病院機能の補完として医療コンテナを活用することを想定し、都道府県や災害拠点病院が医療コンテナの導入促進を図るためのモデル事業を実施し、同事業における実証を踏まえ、その成果を周知する等により、今後の医療コンテナの普及促進につなげることを目的とする。

2 事業の実施主体

都道府県及び災害拠点病院の開設者とする。

3 事業内容

医療コンテナの災害時における活用促進につなげるモデル事業を実施する。当該事業の具体的な内容のイメージは以下のようなものであるが、詳細については地域や実施主体の状況を踏まえ立案することとする。

（想定される取組のイメージ）

＜取組イメージ1＞

- ・ 検査機器を搭載した医療コンテナを業者から都道府県がリースする
- ・ リースした医療コンテナの取り扱いに関する研修を実施する
- ・ 平時は医療機関や検診センターの少ない地域における検診事業等として運用する

- ・災害時に災害拠点病院等の医療機関の機能補填として活用できるよう年に数回訓練や研修等を実施する。

<取組イメージ2>

- ・診察室用の医療コンテナを業者から災害拠点病院がリースする
- ・リースした医療コンテナの取り扱いに関する研修を実施する
- ・平時はその災害拠点病院に設置して発熱外来等として運用する
- ・災害時に避難所や被災した診療所に設置し、臨時の救護所や診療所として活用できるよう年に数回訓練や研修等を実施する。

<取組イメージ3>

- ・複数の診察室用の医療コンテナを業者から都道府県がリースする
- ・リースした医療コンテナの取り扱いに関する研修を実施する
- ・平時は空港等に都道府県が保管して適宜メンテナンスをリースした業者に依頼する。
- ・災害時にこれらの複数のコンテナを公園や空港に設置された臨時の搬送拠点に設置し、臨時の救護所として活用できるよう年に数回訓練や研修等を実施する。